

議案第16号

山陽小野田市子ども読書活動推進計画検討委員会委員の委嘱について

山陽小野田市子ども読書活動推進計画検討委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市子ども読書活動推進計画検討委員会委員を委嘱すること。

令和6年5月23日

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

- 1 委嘱される者
別紙のとおり
- 2 任期
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱の理由
人事異動による

【参考】

山陽小野田市子ども読書活動推進計画検討委員会規則（抜粋）
（委員）

第3条 委員会の委員は9人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市学校教育研究会学校図書館教育部会関係者
 - (3) 幼稚園、保育園関係者
 - (4) 市立山口東京理科大学図書館関係者
 - (5) 民間読書団体関係者
 - (6) 市図書館協議会関係者
- （任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。